

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## パソコンの講習費用

**Q** : 当社では、先月、社員をパソコンの講習会に参加させ、会社が費用を負担しました。ところで、この負担額は、給与として源泉徴収する必要がありますか。

**A** : 従業員の職務に直接必要な技術を習得するための実費負担額であれば、源泉徴収する必要はありません。

### 【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則として、給与所得に該当することになります。

ただし、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員にその職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させるとか、あるいは免許もしくは資格を取得させるための講習会等の出席費用に充てるものとして支給する金品については、その費用として適正なものに限り課税しなくて差し支えないこととされています。

ご質問の場合も、会社が負担したパソコン講習会の費用が、①その技術を習得することが会社の業務遂行上必要であること、②その技術がその従業員の職務に直接必要なものであること、③その金額がその技術を習得するための費用として適正なものであること、といった要件をすべて満たしている場合には、非課税となりますので、源泉徴収する必要はありません。

